



市営墓地を きれいに 使しましょう

彼岸のお墓参りの際のお供え物は、散乱を防ぐため、各自持ちかえるようご協力をお願いいたします。

生活課tel(866)2074



INFOR- MATION

市役所からのお知らせ

1 老人保健法が平成14年10月1日に改正されたことに伴い、事務処理の効率化をはかるため、既存の老人・福祉医療システムに機能を追加するとともに、高額医療の償還事務についても電算システムを導入し、平成16年4月から運用を始めます。(担当：障害福祉課 医療福祉室☎(866)2513)

これに伴い新たに電算処理される個人情報には、「秋田市電子計算組織に係る個人情報保護に関する条例」に基づき、2月18日に秋田市個人情報保護審議会の承認を受けています。

電算処理するおもな新規記録項目
老人・福祉医療管理業務 認定No.、証交付日、有効期間など18項目

国内で鳥インフルエンザ発生 鶏肉や卵を 安全に食べるには...



今、鶏肉や鶏卵を食べて「鳥インフルエンザ」に感染することを心配する方が増えています。しかし、鶏肉や鶏卵を食べることによって、人が「鳥インフルエンザ」に感染した例はありません。

鳥インフルエンザウイルスは適切な加熱によって死滅するとされています。また、食肉や鶏卵には食中毒を起こす原因となる細菌がついていることもあるので、次のポイントを守りましょう。

食肉や鶏卵は中心部まで75℃以上にしっかり加熱しましょう
鶏卵を生で食べる時は、購入後冷蔵庫に保存して、賞味期限内に食べましょう
「生食用」以外の食肉やレバーなどは十分加熱して食べましょう

問い合わせ 市保健所衛生検査課
tel(883)1181

2 国民健康保険加入者に
はり・きゅう・マッサ
ージの受療費を助成

秋田市国民健康保険の加入者に対し、はり・きゅう・マッサージを受けるとき、1回につき800円の受療費を助成します。

4月から使用する受療券の交付は3月24日(水)から行います。国民健康保険被保険者証をお持ちのうえ、国保年金課、土崎支所、新屋支所へどうぞ。

対象者 申請時に55歳以上で、申請前の国民健康保険税を完納しているかた

交付枚数 1人で年度内40枚(1枚

老人保健高額医療費支給業務など窓口負担額、給付種類、支給年月日、支給決定金額など55項目
問い合わせ 市民相談室
tel(866)2272

4 軽自動車税の申告様式
が変わります

4月1日(木)から軽自動車税(原動機付自転車・小型特殊自動車)の申告書が全国统一様式に変更されますので、ご注意ください。

詳しくは、市民税課へお問い合わせください。

問い合わせ 市民税課税制担当
tel(866)2054

3 国民健康保険加入者の
日帰り人間ドック受診
申請は4月6日から

800円の受療券20枚綴りを2冊まで
問い合わせ 国保年金課給付担当
tel(866)2098

秋田市国民健康保険加入者の平成16年度の日帰り人間ドック受診申請は、4月6日(火)から4月12日(月)まで受け付けます。

受付時に、国民健康保険の資格の有無と国民健康保険税の納付状況を確認します(完納していない場合には受け付けできないことがあります)。

対象者、実施医療機関、定員などの詳細は、次号の広報あきたでお知らせします。

問い合わせ 国保年金課給付担当
tel(866)2098

縦覧・閲覧で 資産の内容をチェック！

縦覧 納税者が所有する土地・家屋の評価額と、ほかの土地・家屋の評価額とを比較することができます。

縦覧できるかた	納税者 納税者と同居の親族 納税管理人 納税者の代理人(委任状が必要)
縦覧できるもの	土地価格等縦覧帳簿...所在、地番、地目、地積、評価額 家屋価格等縦覧帳簿...所在、家屋番号、種類、構造、床面積、建築年、評価額
期間	4月1日(木)から5月31日(月)までの平日 午前8時30分～午後5時15分
場所	市役所1階の資産税課 *土崎・新屋支所では行いません
持参するもの	納税通知書、運転免許証など本人であることを証明できるもの 法人の場合は、代表者印を押した申請用紙または委任状

土地や家屋の評価額を比較し、自己所有の資産の評価額が適正かどうか確認していただくという制度の趣旨からはずれる場合は、お断りすることがあります。縦覧帳簿の写しは交付しません。

閲覧 固定資産課税台帳により、固定資産税の課税内容を確認することができます。

閲覧できるかた	①	・納税義務者 ・納税義務者と同居の親族 ・納税管理人 ・納税義務者の代理人(委任状が必要)	納税義務者本人が所有する固定資産を閲覧できます
	②	土地について賃借権そのほかの権利を有し、賃借料などの対価を支払っているかた	当該権利のある土地部分を閲覧できます
	③	家屋について賃借権そのほかの権利を有し、賃借料などの対価を支払っているかた	当該権利のある家屋部分およびその敷地の土地部分を閲覧できます
	④	固定資産の処分をする権利を有するかた	当該権利のある土地・家屋を閲覧できます

閲覧できるもの	固定資産課税台帳...所有者、所在、地番、地目、地積、家屋番号、種類、構造、床面積、建築年、評価額、課税標準額など
期間	4月1日(木)から平日(通年) 午前8時30分～午後5時15分
場所	市役所1階の資産税課 *土崎・新屋支所でも、「固定資産課税台帳」の写しの交付を受けることができますが、記載内容についてのお問い合わせは、資産税課までお願いします。
持参するもの	納税通知書、運転免許証など本人であることを証明できるもの 閲覧できるかたの ~ のかたは、権利を証明できるもの(賃貸借契約書など) 法人の場合は、代表者印を押した申請用紙または委任状

修正後の路線価格を公開 地価の下落にともない、一部地域で平成16年度の固定資産税の基礎となる土地の路線価格を修正します。修正後の路線価図は4月1日(木)から資産税課で公開します。土崎・新屋支所では公開しません。

平成16年度の固定資産税納税通知書は、5月10日(月)にお送りする予定です。第1期分の納期限は5月31日(月)です。

問い合わせ 資産税課tel(866)2056・(866)2057



医療費がたくさんかかったら...?

老人保健医療制度の 高額医療費

対象 昭和7年9月30日以前に生まれたかた
65歳以上で一定の障害のあるかた

老人保健医療制度では1か月の医療費の自己負担限度額が決められています(下表)。入院や通院で1か月に支払った医療費が自己負担限度額を超えた場合は、超えた額が、すでに提出されている「老人保健高額医療費支給申請書」でお届けの預金口座に、後日振り込まれます。障害福祉課に直接申請においてになる必要はありません。

ただし、入院に関しては医療費の支払いの負担を軽くするために、支払額が限度額を超えないしくみになっています。1か月の医療費(食事代、パジャマ代は除く)の支払いが入院のみであれば還付金はありません。

1か月の医療費は、病院・診療所・歯科の区別はなく、薬局での負担も合算します。

医療費の自己負担割合と1か月の自己負担限度額

区分	自己負担割合	自己負担限度額(1か月)	
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
一定以上の所得のあるかた※1	2割	40,200円	72,300円+(医療費が月に361,500円を超えた場合はその超えた分の1%)
一般	1割	12,000円	40,200円
市民税非課税世帯のかた※2		8,000円	24,600円
市民税非課税で所得が一定以下の世帯のかた※3			15,000円

- 1...老保該当者で、市民税の課税標準額が124万円以上のかたが1人でもいる世帯のかた。ただし、70歳以上のかたが2人以上の世帯で年収637万円未満、単身世帯で年収450万円未満の場合は1割負担
- 2...世帯員全員が市民税非課税の世帯
- 3...所得が0円の世帯(例:年金収入のみの場合...単身世帯で年収約65万円以下、夫婦2人世帯では年収約130万円以下)

問い合わせ 障害福祉課医療福祉室
老人・福祉医療担当tel(866)2513

*昭和7年10月1日以降に生まれたかたは、それぞれの健康保険加入先へお問い合わせください。

老人保健法が平成14年10月1日に改正されたことに伴い、事務処理の効率化をはかるため、既存の老人・福祉医療システムに機能を追加するとともに、高額医療の償還事務についても電算システムを導入し、平成16年4月から運用を始めます。(担当:障害福祉課医療福祉室☎(866)2513)

これに伴い新たに電算処理される個人情報、秋田市電子計算組織に係

5 電話加入権の公売